三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字清水向一の三・八四・八六・字下館三〇の一から三〇の三まで・三一の一（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び鹿角市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年一月十三日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　秋田県鹿角市十和田大湯字五ノ岱五三の七八
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を秋田県庁及び鹿角市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年一月十三日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　秋田県北秋田市阿仁笑内字笑内下モ六二の一、六三、六六、六七の一五、六九、七〇、七一、阿仁伏影字向平九、二九の一二、二九の一五、二九の一七、三〇の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字笑内下モ六三・六六・字向平九・二九の一五・三〇の一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び北秋田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年一月十三日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　福島県田村郡小野町大字塩庭字平内二一、大字南田原井字沼ノ平九二の一、九四
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び小野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年一月十三日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　福島県喜多方市山都町蓬莱字三郷境七三〇六、字高土五四〇七の七、字杉ノ倉五七六七の三、五七六七の七五、五七六七の七七から五七六七の八二まで、字鳥屋六七二〇の一から六七二〇の六まで
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び喜多方市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年一月十三日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　福島県河沼郡柳津町大字飯谷字芦久保乙六九〇の二（次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字芦久保乙六九〇の二（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県庁及び柳津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年一月十三日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　岐阜県飛騨市神岡町和佐保字水上洞一四五七の一、一四五八の一、宮川町巣之内字京尾二六四の一、揖斐郡揖斐川町谷汲神原字水掛一三五三
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県庁及び柳津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年一月十三日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　奈良県吉野郡天川村大字中越二七の一・二八の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を奈良県庁及び天川村役場に備え置いて縦覧に供する。）